

議事要旨(6) 実務対応専門委員会における検討状況について

石原研究員が、資料「審議事項(6)-1 在外子会社の会計処理の統一について」、資料「審議事項(6)-2 在外子会社の会計処理の統一に関する論点」及び「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」に基づき、実務対応専門委員会での検討内容、論点の概略を説明した。

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」の概要は以下のとおりである。

連結財務諸表作成における同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社の採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない(連結財務諸表原則 第三三)が、国際財務報告基準又は米国会計基準に従って在外子会社が採用した会計処理を、当面の間、連結決算手続上利用することを妨げないものとする。この場合には、我が国の会計基準に定められた基本的な考え方に則して会計処理が行われ、連結決算手続上、適切に当期の損益が計上されるよう修正する。(のれん、退職給付、研究開発費など)

適用時期は、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。なお、平成19年4月1日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について本報告を適用することができる。

委員等より、現実的な方法であるとしたうえで、連結決算手続において、国際会計基準の固定資産及び投資不動産の処理や米国会計基準の年金会計における追加最小負債についても、修正が必要か検討してはどうかとの意見があった。また、子会社の会計処理は親会社にあわせるべきという連結原則の趣旨とは一致せず、本来的には当面の取扱いはどうかと考えるが、実務上の問題があるため、仕方がないとした場合、「当面の取扱い(案)」に連結決算手続上修正するよう列挙している事例は、限定列挙かどうか、それ以外に調整表を作成する方法もあるのではないかという意見があった。

これらについては、西川副委員長及び石原研究員より、専門委員会では、在外子会社に加え、海外の監査人に日本基準で財務諸表の監査を要求してもできない場合もあることも考慮したこと、事例については限定列挙ではないことが説明された。

以上